

被扶養者認定要件の改正省令について

厚生労働省保険局

被扶養者認定要件の改正と施行に向けた準備について

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、健康保険法第3条第7項等が改正され、被扶養者等の要件に国内居住要件が追加された。
- 本改正の施行（令和2年4月1日施行）に向けて、①国内居住要件の例外となる者及び②例外的に法律の適用を除外すべき者を厚生労働省令で定めることとなっている。

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）
（定義）

第三条（略）

2～6（略）

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（①）をいう。

ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者（②）は、この限りでない。

一～四（略）

8～10（略）

【施行に向けたスケジュール（予定）】

令和元年（2019年）							令和2年（2020年）			
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
改正省令 パブリック コメント		公布準備		施行に向けた周知・準備期間						
		省令公布・ 通知発出								施行

被扶養者認定要件の改正省令について

原則として認定

日本国内に住所を有するもの

※住民票で確認

①例外的に認定

日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

日本国内に生活の基礎があるものとして①及び②を満たすものを省令に規定

①これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者（一時的な海外渡航である者）

※海外赴任中に生まれた子など、これまで日本で生活しているという過去が観念できない者も、身分関係の変更という事情を考慮して①に含める

②渡航目的が就労ではない者

（省令の規定） ※より具体的な内容については通知において規定。

規定する内容	確認方法（通知において具体的に規定）
(1) 外国において留学をする学生	ビザによる確認を基本
(2) 日本からの海外赴任に同行する家族	ビザによる確認を基本
(3) 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者（海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など）	出生や婚姻等を証明する書類による確認を基本
(4) 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者（ワーキングホリデー、青年海外協力隊など）	ビザによる確認を基本
(5) その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者	—

②例外的に適用除外

その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者

国民健康保険と同様、下記の者は日本国内に住所を有しても被扶養認定しない

- ・「医療滞在ビザ」で来日した者
- ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者（富裕層を対象とした最長1年のビザ）

※ 国内居住要件の導入により被扶養者でなくなる者であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者の資格について、入院期間中は継続させる経過措置を設ける。